

資料33 夜間営業等の騒音の制限

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町及び八木町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準（午後10時～翌日午前6時）

	第1種区域			第2種区域			第3種区域			
	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	知事が告示で指定する地域			知事が告示で指定する地域			知事が告示で指定する地域			工業地域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	40dB			50dB			55dB			
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB			50dB						

飲食店営業等の音響機器の使用制限（午後11時～翌日午前6時）

	第1種区域		
	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	知事が告示で指定する地域		
飲食店営業	カラオケ装置		
喫茶店営業	音響再生装置		
専らカラオケ装置を使用させて営む営業	拡声装置		

（注）カラオケ装置等の音が外部へ漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。